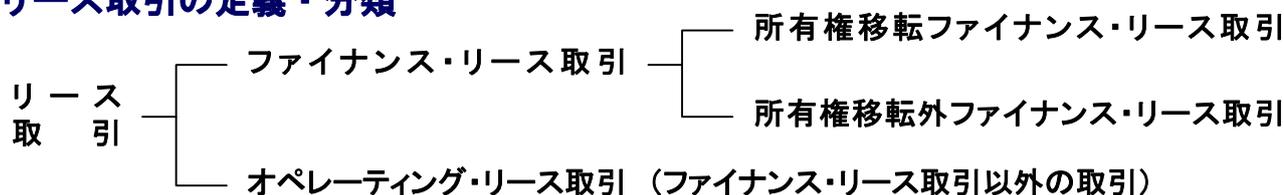


■ 新リース会計基準のご案内 ■

◆新リース会計基準の公表について

平成5年6月公表の現行リース会計基準では、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引は、一定事項の注記を行うことを前提に、例外規定として「賃貸借取引に準じた会計処理」を行うことが認められています。しかし、国際会計基準との共通化、借手における資産および負債の認識の必要性の観点から、従来の例外規定を廃止し、「売買取引に準じた会計処理」を行うこととし、平成19年3月30日に企業会計基準委員会は、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表しました。概要については、以下にまとめましたのでご案内致します。

◆リース取引の定義・分類



	解約不能	解約可能
フルペイアウト	<input type="checkbox"/> ファイナンス・リース取引 ・所有権移転ファイナンス・リース取引 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引	<input type="checkbox"/> オペレーティング・リース取引
ノンフルペイアウト	<input type="checkbox"/> オペレーティング・リース取引	<input type="checkbox"/> オペレーティング・リース取引

◆新リース会計基準のポイント

リース取引の種類		現行の会計処理	改正後の会計処理
ファイナンス・リース取引	所有権移転	売買処理	売買処理
	所有権移転外	売買処理(原則) 賃貸借処理(例外処理)	売買処理
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理	賃貸借処理

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の会計処理について、「賃貸借取引に準じた会計処理」(賃貸借処理)を廃止し、「売買取引に準じた会計処理」(売買処理)に一本化されることとなります。

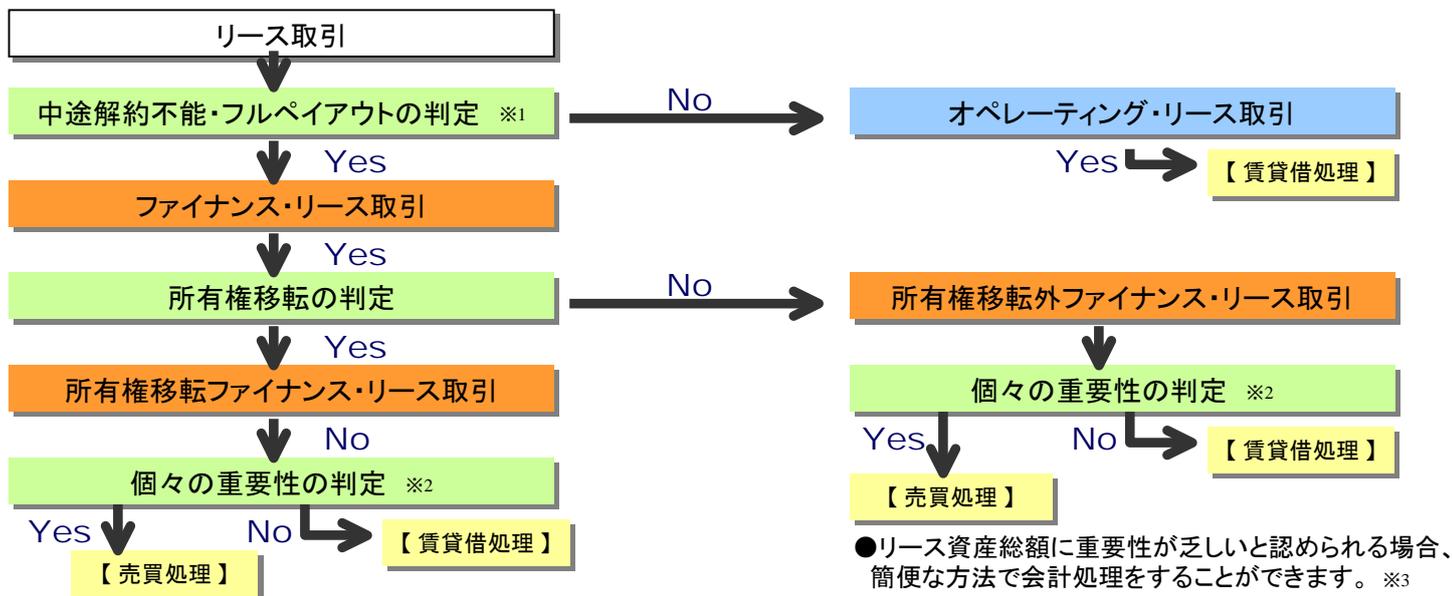
●適用時期

適用開始日	適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について
平成20年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度 ※四半期財務諸表については、平成21年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用	①新リース会計基準により処理 ②賃貸借処理を継続(以下の事項を条件に可能) ・「通常の賃貸借処理に準じた会計処理を適用していること」を注記 ・現行のリース会計基準における注記事項を注記

●適用対象

適用会社	中小企業について
証券取引法及び会社法に基づく会社計算規則から以下の会社が適用となります。 ①証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社 ※上場会社、社債・CPなどの有価証券発行会社、株主数が500以上の会社 ②会計監査人を設置する会社及びその子会社 ※会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)及び任意に会計監査人を設置する会社	左記適用対象に該当しない中小企業については、会計基準を適用せず「中小企業の会計に関する指針」※に従った会計処理をすることができます。

◆リース取引の判定ステップ



【 ※1 ファイナンス・リース取引の具体的な判定基準 】

会計基準では、「解約不能」および「フルペイアウト」のいずれも満たすリース取引をファイナンス・リース取引としています。具体的には次の①または②のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リース取引と判定されます。

①現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、見積現金購入価額の概ね90%以上

$$\frac{\text{リース料の現在価値}}{\text{見積現金購入価額}} \geq 90\% \Rightarrow \text{ファイナンス・リース取引}$$

※現在価値基準の判定にあたり、原則、維持管理費用相当額はリース料総額から控除します。

②経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が経済的耐用年数の概ね75%以上

$$\frac{\text{リース期間}}{\text{経済的耐用年数}} \geq 75\% \Rightarrow \text{ファイナンス・リース取引}$$

※自動車リースにおいては、中古車市場の存在等により、お客様がリース物件に係るほとんどすべてのコストを負担することにはならない場合が多く、原則として現在価値基準により判定を行います。

【 ※2 個々の重要性の判定 ～少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取り扱い～ 】

ファイナンス・リース取引と判定される場合でも、次のいずれかに該当するリース取引については、借手は賃貸借処理をすることができます。なお、所有権移転ファイナンスリース取引は①を適用することはできません。

- ①リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額を除く)が、300万円以下のリース取引
- ②リース期間が1年以内のリース取引
- ③重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理している場合で、リース料総額(利息相当額)が基準以下のリース

【 ※3 リース資産総額の重要性の判定 】

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、支払いリース料の処理および利息相当額の各期への配分方法は次のいずれかの方法を適用することができます。

【リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合】

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産残高} + \text{無形固定資産残高}} < 10\%$$

- ①リース料総額から利息相当額を控除しない方法
- ②利息相当額のリース期間中の各期への配分方法を定額法とする。

■自動車リースの大半が従来通りの会計処理を継続できます。

- 1契約300万円以下(維持管理費用除き)の取引は、賃貸借処理ができます。
- 自動車リースは中古車市場が確立されており、現在価値基準による判定の結果、大半の取引がノンフルペイアウトのオペレーティング・リース取引となります。